

新 旧 対 照 表

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p><b>積立式定期貯金規定 (削除)</b></p>   | <p><b>積立式定期貯金規定 (エンドレス型)</b></p>   |
| <p>1 (省略)</p> <p>2 口座振替による預入れ</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その回の振替は行いません。</p> <p><b>a</b> 振替指定口座の貯金残高が振替金額に満たないとき。ただし、振替指定口座に貸越極度額が設定されている場合はその極度額を超えるとき。</p> <p><b>b</b> この貯金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することになるとき。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p>3 貯金の種類、期間、自動継続、支払時期等</p> <p>(1) エンドレス型</p> <p><b>a</b> この貯金は、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期貯金として預け入れるものとします。</p> <p><b>b</b> この貯金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期貯金に自動的に継続します。</p> <p><b>c</b> 前号の継続にあたり、最長預入期限を同一とする複数の貯金がある場合は、それぞれの貯金の元利金をまとめて一口の期日指定定期貯金に自動的に継続します。</p> <p><b>d</b> 継続された貯金についても前各号と同様とします。</p> <p><b>e</b> 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前日までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。</p> <p><b>f</b> この貯金の期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この貯金の一部について期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。満期日はこの口座の貯金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。</p> <p><b>g</b> 前号による期日の指定がない場合は、最長預入期限を期日とします。</p> <p><b>h</b> <b>f</b>により定められた期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取り扱います。</p> <p>4 (省略)</p> | <p>1 (省略)</p> <p>2 口座振替による預入れ</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 振替日において次のいずれかに該当するときは、通知することなく、その回の振替は行いません。</p> <p>① 振替指定口座の貯金残高が振替金額に満たないとき。ただし、振替指定口座に貸越極度額が設定されている場合はその極度額を超えるとき。</p> <p>② この貯金について少額貯蓄非課税制度の適用を受けており、振替によりこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過することになるとき。</p> <p>(3) ~ (5) (省略)</p> <p>3 貯金の種類、期間、自動継続、支払時期等</p> <p>(1) エンドレス型</p> <p>① この貯金は、預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期貯金として預け入れるものとします。</p> <p>② この貯金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期貯金に自動的に継続します。</p> <p>③ 前号の継続にあたり、最長預入期限を同一とする複数の貯金がある場合は、それぞれの貯金の元利金をまとめて一口の期日指定定期貯金に自動的に継続します。</p> <p>④ 継続された貯金についても前各号と同様とします。</p> <p>⑤ 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）の前日までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この貯金は満期日以後に支払います。</p> <p>⑥ この貯金の期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この貯金の一部について期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。満期日はこの口座の貯金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。</p> <p>⑦ 前号による期日の指定がない場合は、最長預入期限を期日とします。</p> <p>⑧ <b>第6号</b>により定められた期日以後に解約されないまま1か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同号による期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取り扱います。</p> <p>4 (省略)</p> |

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| <p><b>5 利息</b></p> <p>(1) この貯金の利息は、次のとおり計算します。</p> <p><b>a</b> 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合</p> <p>預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）における次の預入期間に応じた期日指定定期貯金利率によって1年複利の方法で計算します。</p> <p><b>(a)</b> 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率</p> <p><b>(b)</b> 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）</p> <p><b>b</b> 前号の利率は、当組合所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。</p> <p>(2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日 <b>(削除)</b> の前日までの日数について解約日 <b>(削除)</b> における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの貯金を解約する場合および第6条 <b>c</b> の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p><b>a</b> 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合</p> <p>預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p><b>(a)</b> 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p><b>(b)</b> 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</p> <p><b>(c)</b> 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%</p> <p><b>(d)</b> 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%</p> <p><b>(e)</b> 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%</p> <p><b>(f)</b> 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p> <p>ただし、<b>(b)</b>から<b>(f)</b>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) ～ (5) (省略)</p> <p><b>6 貯金の解約、書替継続</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) この貯金は、<b>a</b>、<b>b(a)</b>から<b>(f)</b>および<b>c(a)</b>から<b>(e)</b>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<b>a</b>、<b>b(a)</b>から<b>(f)</b>または<b>c(a)</b>から<b>(e)</b>の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続するこ</p> | <p><b>5 利息</b></p> <p>(1) この貯金の利息は、次のとおり計算します。</p> <p><b>①</b> 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合</p> <p>預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます。）について、預入日（継続をしたときはその継続日）における次の預入期間に応じた期日指定定期貯金利率によって1年複利の方法で計算します。</p> <p><b>A</b> 1年以上2年未満 当組合所定の「2年未満」の利率</p> <p><b>B</b> 2年以上 当組合所定の「2年以上」の利率（以下、「2年以上利率」といいます。）</p> <p><b>②</b> 前号の利率は、当組合所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預け入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。</p> <p>(2) この貯金の満期日以後の利息は、満期日から解約日 <b>または書替継続日</b> の前日までの日数について解約日 <b>または書替継続日</b> における普通貯金の利率によって計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前にこの貯金を解約する場合および第6条 <b>第3項</b> の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この貯金とともに支払います。</p> <p><b>①</b> 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合</p> <p>預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p><b>A</b> 6か月未満 解約日における普通貯金の利率</p> <p><b>B</b> 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%</p> <p><b>C</b> 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%</p> <p><b>D</b> 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%</p> <p><b>E</b> 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%</p> <p><b>F</b> 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%</p> <p>ただし、<b>B</b>から<b>F</b>までの利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p> <p>(4) ～ (5) (省略)</p> <p><b>6 貯金の解約、書替継続</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) この貯金は、<b>第1号</b>、<b>第2号A</b>から<b>F</b>および<b>第3号A</b>から<b>E</b>のいずれにも該当しない場合に利用することができ、<b>第1号</b>、<b>第2号A</b>から<b>F</b>または<b>第3号A</b>から<b>E</b>の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金の開設をお断りするものとします。また、次の各号の一にでも該当し、貯金者</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>とが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p><b>a</b> 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p><b>b</b> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><b>(a)</b> 暴力団</p> <p><b>(b)</b> 暴力団員</p> <p><b>(c)</b> 暴力団準構成員</p> <p><b>(d)</b> 暴力団関係企業</p> <p><b>(e)</b> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p><b>(f)</b> その他前各号に準ずる者</p> <p><b>c</b> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><b>(a)</b> 暴力的な要求行為</p> <p><b>(b)</b> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><b>(c)</b> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><b>(d)</b> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p><b>(e)</b> その他前各号に準ずる行為</p> | <p>との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの貯金を解約することができるものとします。</p> <p><b>①</b> 貯金者が貯金開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p><b>②</b> 貯金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p><b>A</b> 暴力団</p> <p><b>B</b> 暴力団員</p> <p><b>C</b> 暴力団準構成員</p> <p><b>D</b> 暴力団関係企業</p> <p><b>E</b> 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p><b>F</b> その他前各号に準ずる者</p> <p><b>③</b> 貯金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合</p> <p><b>A</b> 暴力的な要求行為</p> <p><b>B</b> 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p><b>C</b> 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p><b>D</b> 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為</p> <p><b>E</b> その他前各号に準ずる行為</p> |
| <p>7～9 (省略)</p>  | <p>7～9 (省略)</p>  |
| <p><b>10 盗難通帳による払戻し等</b></p> <p>(1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p><b>a</b> 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p><b>b</b> 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること</p> <p><b>c</b> 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。</p> <p><b>a</b> 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p>   | <p><b>10 盗難通帳による払戻し等</b></p> <p>(1) 貯金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、貯金者は当組合に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する約定利息ならびに手数料に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p><b>①</b> 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること</p> <p><b>②</b> 当組合の調査に対し、貯金者より十分な説明が行われていること</p> <p><b>③</b> 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること</p> <p>(2) ～ (3) (省略)</p> <p>(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。</p> <p><b>①</b> 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること</p>   |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p><u>(a)</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと</p> <p><u>(b)</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p><u>(c)</u> 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p><u>b</u> 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> | <p><u>A</u> 当該払戻しが貯金者の重大な過失により行われたこと</p> <p><u>B</u> 貯金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと</p> <p><u>C</u> 貯金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと</p> <p><u>②</u> 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと</p> |
| (5) ～ (7) (省略)  | (5) ～ (7) (省略)  |
| 11～12 (省略)  | 11～12 (省略)  |
| 13 保険事故発生時における貯金者からの相殺  | 13 保険事故発生時における貯金者からの相殺  |
| (1) (省略)  | (1) (省略)  |
| (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。   | (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。   |
| <p><u>a</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。また、この貯金で担保される債務が第三者の当組合に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。</p>  | <p><u>①</u> 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳は直ちに当組合に提出してください。ただし、この貯金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には、貯金者の保証債務から相殺されるものとします。</p>  |
| <u>b</u> 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。  | <u>②</u> 前号の充當の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充當いたします。  |
| <p><u>c</u> <u>a</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p>  | <p><u>③</u> <u>第1号</u>による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。</p>  |
| (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。  | (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。  |
| <p><u>a</u> この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</p>   | <p><u>①</u> この貯金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。</p>   |
| <p><u>b</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p>  | <p><u>②</u> 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率、料率は当組合の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。</p>  |
| (4) (省略)  | (4) (省略)  |
| 14 休眠預金等活用法にかかる異動事由   | 14 休眠預金等活用法にかかる異動事由   |
| <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)に基づく異動事由として取り扱います。</p>   | <p>当組合は、この貯金について、以下の事由を「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、「休眠預金等活用法」という。)に基づく異動事由として取り扱います。</p>   |
| <u>(1)</u> 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異   | <u>①</u> 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により貯金額に異動  |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>動があったこと（当組合からの利子の支払いにかかるものを除きます。）</p> <p><u>(2)</u> 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p><u>a</u> 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p><u>b</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地</p> <p><u>(3)</u> 貯金者等からの申し出に基づく通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><u>(4)</u> 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容の変更があったこと</p> <p><u>a</u> 自動継続貯金の継続中止登録</p> <p><u>b</u> 貯金種類（エンドレス型・満期型・年金型）の変更</p> <p><u>c</u> 積立期間および据置期間の変更</p>  | <p>があったこと（当組合からの利子の支払いにかかるものを除きます。）</p> <p><u>②</u> 貯金者等（休眠預金等活用法第2条第3項に定義される貯金者のほか相続人等の貯金等にかかる債権を有する者を指し、以下、「貯金者等」といいます。）から、この貯金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この貯金が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）</p> <p><u>A</u> 公告の対象となる貯金であるかの該当性</p> <p><u>B</u> 貯金者等が公告の前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地</p> <p><u>③</u> 貯金者等からの申し出に基づく通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと</p> <p><u>④</u> 貯金者等からの申し出に基づく次に掲げる契約内容の変更があったこと</p> <p><u>A</u> 自動継続貯金の継続中止登録</p> <p><u>B</u> 貯金種類（エンドレス型・満期型・年金型）の変更</p> <p><u>C</u> 積立期間および据置期間の変更</p>   |
| <p><b>15 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p><u>a</u> 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p><u>b</u> 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p><u>c</u> 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。<br/>ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きます</u>。）に限り。</p> <p><u>d</u> この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項<u>b</u>において、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p><u>a</u> 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）</p> <p><u>b</u> 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p><u>(a)</u> 第14条に掲げる異動事由</p> <p><u>(b)</u> 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>きま</u><u>す</u>。）に限り。</p> | <p><b>15 休眠預金等活用法にかかる最終異動日等</b></p> <p>(1) この貯金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日の最も遅い日をいうものとします。</p> <p><u>①</u> 第14条に掲げる異動が最後にあった日</p> <p><u>②</u> 将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、貯金にかかる債権の行使が期待される日として次項において定める日</p> <p><u>③</u> 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。<br/>ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。）に限り。</p> <p><u>④</u> この貯金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日</p> <p>(2) 第1項<u>第2号</u>において、将来における貯金にかかる債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、貯金にかかる債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。</p> <p><u>①</u> 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの貯金にあつては、初回満期日）</p> <p><u>②</u> 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じた場合 当該事由が生じた期間の満期日</p> <p><u>A</u> 第14条に掲げる異動事由</p> <p><u>B</u> 当組合が貯金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が貯金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当組合があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が貯金者等の意思によらないで返送されたときを除<u>く</u>。）に限り。</p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p><u>c</u> 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日</p> <p><u>d</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日</p> <p><u>e</u> 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りません。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p>   | <p><u>③</u> 法令、法令に基づく命令もしくは措置または契約により、この貯金について支払いが停止されたこと、当該支払停止が解除された日</p> <p><u>④</u> この貯金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと、当該手続きが終了した日</p> <p><u>⑤</u> 法令または契約に基づく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていること、または予定されていたこと（ただし、当組合が入出金の予定を把握することができるものに限りません。）、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日</p>   |
| <p><b>16 休眠預金等代替金に関する取扱い</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p><u>a</u> この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。</p> <p><u>a</u> 当組合がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p><u>b</u> 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) (省略)</p> | <p><b>16 休眠預金等代替金に関する取扱い</b></p> <p>(1) ～ (2) (省略)</p> <p>(3) 貯金者等は、第 1 項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第 7 条第 2 項による申し出および支払いの請求をすることについて、あらかじめ当組合に委任します。</p> <p><u>①</u> この貯金にかかる休眠預金等代替金の支払いを目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと</p> <p>(4) 当組合は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、貯金者等に代わって第 3 項による休眠預金等代替金の支払いを請求することを約します。</p> <p><u>①</u> 当組合がこの貯金にかかる休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること</p> <p><u>②</u> 前項に基づく取扱いを行う場合には、貯金者等が当組合に対して有していた貯金債権を取得する方法によって支払うこと</p> <p>(5) (省略)</p> |
| <p>17 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上<br/>(2026年7月1日現在)</p>  | <p>17 (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上<br/>(2022年4月1日現在)</p>  |